

(別紙)

### 在宅介護費用証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のための在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

平成 年 月 日

事業者名

所在地 (住所)

代表者名

印

#### 記

患者	氏名		性別	男	女
	住所				
	生年月日	明大昭平 年 月 日	年齢	歳	
費用負担者	氏名		続柄		
	住所				
傷病名	により寝たきり等の状態にある。				
主治医又は協力医療機関	医療機関名				
	所在地 (住所)				
	医師氏名				
介護内容 (アからカ又は2の該当するものに○をつける。)	1 在宅介護サービス ア 食事の介護 イ 排せつの介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体の介護 2 訪問入浴サービス				
介護費用	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に領収した金額の合計額 (上記1のアからカまでの介護及び2の訪問入浴サービスに係るものに限る。)				
	_____ 円				

(注)

- この証明書は、在宅療養の介護費用について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
- 「事業者名」欄は、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入して下さい。(保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)の場合は記入不要)
- なお、この証明書には、市(区)町村長の発行するホームヘルパー派遣決定通知書・訪問入浴サービス利用決定通知書、介護福祉士及び看護師等の資格証明証の写しを添付して下さい。
- 看護師等の行う療養上の世話の内容については、介護内容の欄のかつこ内に療養上の世話の内容を具体的に記載して下さい。
- 確定申告に際しては、この証明書のほかに、当該医師又は医療機関の診療等の対価に係る領収書を添付して下さい。

## 在宅療養の世話の費用

### 【照会要旨】

在宅療養の場合に、看護師や保健師以外の者に依頼して療養上の世話を受けるために支出した費用は、医療費控除の対象になりますか。

### 【回答要旨】

医療費控除の対象となります。

保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価は、医療費控除の対象とされています(所得税法施行令第207条第5号)。また、これらの者以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼した者から受ける療養上の世話の対価も、医療費控除の対象となります(所得税基本通達73-6)。この場合、療養の場所については、病院であるか、自宅であるかを問いません。

したがって、例えば、在宅療養の寝たきり老人の療養上の世話を家政婦に依頼した場合の対価は、医療費控除の対象となります。

(注) 確定申告の際、療養上の世話の費用については、その領収書があれば医療費控除を受けることができます。しかし、領収書のみによっては医療費控除の対象となるものであるかどうか(例えば、療養上の世話の費用であるか、あるいは家事手伝いの費用であるか)が、必ずしもはっきりしない面があることから、医療費控除の手続がスムーズに行われるよう、厚生労働省から市町村等に対して一定の証明書を発行するよう要請しています。

この証明書は、ホームヘルパー(家庭奉仕員)を派遣する市町村等の在宅介護サービスの供給主体等が、患者名、傷病名、介護内容、介護費用等を記載して交付することとされています。

### 【関係法令通達】 所得税法施行令第207条、所得税基本通達73-6

注記 平成29年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

国税庁ホームページより抜粋